

## 既得税及び住民税のふるさと納税の



税理士法人ホサカ事務所 所 長 保坂 英夫

生まれ育った故郷や、 村であれば全国どこの自治体にでも行うことができます。 方自治体を応援してもらうために導入されました。 ふるさと納税制度は、 お世話になった地域、 自らの意思で納付先 独自の取組みなどをしている地 (寄附先) 寄附は都道府県、 を選択する制度です。 市区町

限度額まで軽減される得税及び住民税が一定自己負担額2千円で所

税で控除しきれな から控除されます。 されます。 とにより所得税が軽減 額が限度) 所得金額等の のうちの寄附金控除(総 される方は、 ち2千円を超える部分 ついて、 支出した寄附金のう 翌年度の住民税 そして所得 を受けるこ 確定申告を 40%相当 所得控除

れることになります。当額が限度)で控除さ民税所得割額の20%相

## により確定申告が不要ワンストップ特例制度

額されることになりま 年度の住民税のみが減 ら控除は行われず、 選択すると確定申告を ップ特例)この制度を せずに税金の軽減を受 の場合は、 た自治体が5箇所以内 けられます。 確定申告をする必要 い人で、 ので、 確定申告を (ワンスト 所得税か 寄附を 羿

得金額等の30%相当額

基本分の限度額を

上の自治体に寄附した

と特例分があ

す。

ただし、

6箇所以

控除には基本分

(総所

住民税からの

用されません。

## からの寄附 日日以降

当しな 定し、 ました。 以下 られることになり 礼品を「寄附額の3割 制度の見直しが行われ 品競争を規制するため、 くなります 上の優遇が受けられ いて適正な実施が求め 日以降の寄附から返 こうした条件に該 の地場産品」 い自治体 寄附金募集に 令和元年6月 ては、 過度な返礼 税制 に限 ま